

練馬区ブックスタート事業実施要綱

平成22年1月29日

21練教光図第1496号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区ブックスタート事業(以下「ブックスタート」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護する者

(対象)

第3条 ブックスタートの対象は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 練馬区の区域内に住所を有する乳児または幼児およびその保護者
- (2) 前号で規定する者が属する世帯またはこれに準ずるものを構成する者
- (3) 区内に所在する幼稚園および保育所(以下「幼稚園等」という。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が認めるもの

(ブックスタートの内容)

第4条 練馬区立図書館(以下「館」という。)は、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 前条第1号および第2号に規定する者(以下「乳幼児および保護者等」という。)のうち乳児または幼児が練馬区乳幼児健康診査実施要綱(昭和51年2月12日練衛保発第36号)に基づき実施される一般健康診査を受診する際に、図書引換券(様式。以下「引換券」という。)を配付すること。
 - (2) 引換券を提示した乳幼児および保護者等に対して、ブックスタートの趣旨を伝えるとともに、適正な図書を選定のうえ当該図書等を配布することにより、読書環境の向上を図ること。
 - (3) 幼児が図書と触れ合う機会を育むために、適切な図書を選定のうえ幼稚園等に貸与すること。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、委員会が事業の実施について必要と認めること。
- 2 前項第2号に規定する図書等の配付については、館で実施するものとする。ただし、委員会が事業の実施に資すると認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項第3号に規定する図書等の貸与については、事業対象の運営状況を勘案して委員会が貸与冊数を決定するものとする。

(実施方法)

第5条 前条第1項第2号に規定する図書等の配布については、委託により実施するものとする。

(関係機関等との連携等)

第6条 事業の実施に当たっては、館は、関係機関等との連携を図るとともに、事業の内容について意見を聴くことができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年2月1日から適用する。

付 則(平成28年3月29日27練教光図第2594号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区ブックスタート事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。